

政令第百五十一号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第七項中「第百七十三号第五号」を「第百七十三号第七号」に改める。

第十条の四第一項中「六人」を「七人」に改める。

第百七十三号中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 装備品等の標準化の促進に関すること。

第百七十六号中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第百八十八号中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 装備品等の標準化の促進に関すること。

第二百一条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。